

福岡県公報

平成二十六年一月三十一日
第三千五百六十八号
増刊
①

目次

訓令

○福岡県水行政連絡協議会規程の一部を改正する訓令（水資源対策課）……………

訓令

福岡県訓令第一号
福岡県教育委員会訓令第一号

本 庁

福岡県水行政連絡協議会規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成二十六年一月三十一日

福岡県知事 小川 洋

福岡県教育委員会

福岡県水行政連絡協議会規程の一部を改正する訓令

福岡県水行政連絡協議会規程（平成六年三月）福岡県訓令第三号（福岡県教育委員会訓令第三号）の一部を

次のように改正する。

第二条中「の各号」を削り、同条中第七号を第八号とし、第六号の次に次の一号を加える。

七 北部福岡緊急連絡管に関する事項

第三条第二項中「企画振興部長」を「県土整備部長」に改める。

第六条を次のように改める。

（幹事会）

第六条 協議会に幹事会を置き、幹事長及び幹事で組織する。

2 幹事長は、県土整備部水資源対策長を充て、幹事は、別表第二に掲げる職にある者を充てる。

3 幹事会は、協議会に付議する案件をあらかじめ調整するほか、協議会が処理すべき案件のうち軽微なものを処理する。

4 幹事長は、必要と認めるときは、幹事会を招集し、その議長となる。

5 幹事長に事故があるときは、県土整備部水資源対策課長である幹事がその職務を代理する。

6 幹事長は、必要と認めるときは、特定の案件について関係のある幹事のみで幹事会を開催することができる。

7 幹事長は、必要と認めるときは、幹事以外の職員の幹事会への出席を求め、説明又は資料の提出を求めることができる。

第七条を削る。

第八条中「企画振興部水資源対策局計画課」を「県土整備部水資源対策課」に改め、同条を第七条とし、第九条を第八条とする。

別表第一及び別表第二を次のように改める。

別表第一（第三条関係）

	委員
総務部長	
企画・地域振興部長	
新社会推進部長	
保健医療介護部長	
福祉労働部長	
福祉労働部労働局長	
環境部長	
商工部長	
農林水産部長	
農林水産部水産局長	
県土整備部水資源対策長	
建築都市部長	
企業局長	
教育長	

別表第二（第六条関係）

幹事

- 総務部財産活用課長
- 〃 県民情報広報課長
- 企画・地域振興部広域地域振興課長
- 〃 市町村支援課長
- 新社会推進部社会活動推進課長
- 保健医療介護部高齢者支援課長
- 福祉労働部労働局労働政策課長
- 環境部環境保全課長
- 商工部企業立地課長
- 農林水産部農山漁村振興課長
- 〃 林業振興課長
- 農林水産部水産局漁業管理課長
- 〃 水産振興課長
- 県土整備部河川課長
- 〃 河川開発課長
- 〃 水資源対策課長
- 〃 水資源対策課水道整備室長
- 建築都市部都市計画課長
- 〃 建築指導課長
- 〃 下水道課長
- 〃 住宅計画課長
- 〃 営繕設備課長
- 企業局管理課長
- 教育庁教育企画部施設課長

附 則

この訓令は、公布の日から施行する。